社会福祉法人　東松山市社会福祉協議会

正職員：療法士（PT・OT・ST）
（介護予防）

採 用 試 験 案 内

受 付 期 間 ･･･ 随　時（午前９時から午後５時まで）

東松山市社会福祉協議会　運営施設

１．採用試験実施にあたって

東松山市社会福祉協議会が運営する施設には『東松山市総合福祉エリア』『ケア・サポートいわはな』『グループホームかがやき』『共生型多機能センターあすみーる』『市民福祉センター』等があります。

今回の採用試験における配属先は『東松山市総合福祉エリア』内、総合相談課・介護予防事業を予定しております。

勤務内容や勤務時間の詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

２．募集職種・採用予定人員・資格要件等

募集職種	採用予定人員	受験できる人	
		資格要件	年齢要件
言語聴覚士	１名	【下記のいずれかの資格をお持ちの方】 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 【その他の要件】 ・普通自動車免許をお持ちの方 ・土曜・日曜・祝日の勤務が可能な方	令和８年４月１日現在 ５９歳まで

〇次のいずれかに該当する人は、受験できません。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３．申込手続き

受付期間	随時（午前９時から午後５時まで）
受付方法	提出書類を、東松山市総合福祉エリア（総務課）へ直接お持ち下さい。 ※ただし、やむをえない事情により直接お持ちになれない場合は、裏面の問い合せ先（総務課）迄ご連絡下さい。
提出書類	①職員採用試験申込書（タテ・ヨコ４．０㎝×３．０㎝の写真を貼って下さい。） ②卒業証明書または卒業見込証明書 ③学業成績証明書 ④資格証明書の写しまたは資格取得見込証明書 ⑤職務経歴書（実務経験のある方）

４．選考方法

選考内容	作文、面接、適性検査
日　　程	受験者の都合もふまえて調整します
結果の通知	合否にかかわらず、受験者全員に通知します

※ 内定された方については、健康診断を受けていただきます。

５．給与・手当

（１）給与

・給料は、東松山市社会福祉協議会給与規程に基づいて支給します。なお、実務経験のある方については経験年数等を考慮して決定します。

・令和８年４月１日現在における新卒者の初任給は、次のとおりです。

学歴区分	療法士等
大 学 卒	２０７，０００円
短大・専門３年卒	２００，０００円
短大・専門２年卒	１９４，０００円
高校卒	１８８，６００円

※給料の支給日･･･毎月２１日（土曜・日曜・祝日の場合は前日）
※採用時までに給与改定があった場合は、改定後の給与規定に基づいて支給します。

（２）賞与
・賞与の支給額は、法人の経営状況や採用時期等を勘案し、支給の都度決定致します。
※令和７年度支給実績・・・４．４ヶ月

（３）その他の手当
・給料、賞与のほか、職能手当、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当などが支給されます。

６．勤務場所

東松山市社会福祉協議会が運営する施設､『ひがしまつやま市総合福祉エリア』『ケア・サポートいわはな』『グループホームかがやき』『共生型多機能センターあすみーる』『市民福祉センター』のいずれかになります。配属先は「１．採用試験実施にあたって」のとおりとなります。また、人事異動等で施設間での転勤の可能性があります。

７.業務内容

東松山市社会福祉協議会では地域住民への支援､高齢となった方や障がいのある方への支援など多岐にわたって事業を実施しています。配属先により各事業に携わっていただきます。
・業務の変更の範囲：法人の定める業務全般
【主な業務内容】
介護予防事業では、地域の高齢者を対象に、福祉・医療等の専門職のチームで事業を行っています。
○一般介護予防事業
・介護予防教室業務：各種教室事業の企画・運営、講演会の企画・運営
・介護予防普及啓発業務：介護予防体操の普及、介護予防普及啓発ボランティアの育成・支援・調整、運動プログラム（体育館、トレーニングマシン）の支援・管理等
○短期集中型通所型サービス
・マシン運動への対応、個別アセスメント、栄養改善プログラム実施、送迎等
・その他、事業運営に必要な業務

８．勤務時間・休暇

（１）勤務時間
・社会福祉協議会が運営する施設は３６５日型のため、変則勤務となります。各部署における勤務時間は下記の通りです。

・１ヶ月単位のフレックスタイム制での勤務となります。

（２）休暇
①年次休暇･･･１年（暦年）につき２０日間（年の途中で採用の場合は次のとおり）

採用月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
休暇日数	１５日	１３日	１２日	１０日	８日	７日	５日	３日	２日

②特別休暇･･･主なものは次のとおり
ア．出産の場合：予定日６週間前から産後８週間を経過するまでの期間
イ．結婚の場合：結婚式の日を含めて６日間
ウ．妻の出産の場合：２日間
エ．忌引き：主なものは次のとおり

配偶者	父母(血族)	祖父母(血族)　兄弟姉妹(血族)	子(血族)	叔父叔母
１０日	７日	３日	５日	１日

③病気休暇

職務上のけが又は病気	療養に必要な期間
その他のけが又は病気	９０日

９．福利厚生

・社会福祉協議会職員は、健康保険、厚生年金保険、労働保険に加入し、病気、けが、出産等の場合に各種の給付が受けられます。
・退職金については、独立行政法人福祉医療機構による退職金制度に加入しておりますので、勤務年数に応じて退職金が支給されます。（個人負担はありません）
・福利厚生については、社会福祉法人福利厚生センターに加入しております。（個人負担はありません）

１０．その他

・東松山市社会福祉協議会では様々な事業を行っており、キャリア形成において部署異動もあります。

１１．採用の時期

・法人と内定者の状況をふまえて決定させていただきます。

交通

電車・バスの場合　東武東上線東松山駅東口下車　熊谷行バス「市民病院」バス停より徒歩10分　または市内循環バス「総合福祉エリア」バス停下車

お車の場合　国道407号バイパス「岩鼻運動公園北」交差点から市民病院方面へ約800m
または県道大谷材木町線「市の川小学校入口」交差点から市民病院方面へ約600m

採用に関するお問い合わせ先

東松山市社会福祉協議会　総務課
（東松山市総合福祉エリア）
〒355-0005 東松山市大字松山２１８３
TEL０４９３－２１－５５５６（代表）